

第5回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和4年5月2日(月)
開会 午後3時00分
閉会 午後4時00分
2. 場 所 市役所 大会議室
3. 出 席 13名
4. 欠 席 1名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	8	前田 勉	○
2	池田 良一	○	9	山口 光壽	○
3	鶴田 裕幸	○	10	湊上 幸雄	○
4	吉村 幸夫	○	11	松永 久美子	○
5	梅村 幸臣	○	12	相良 安夫	○
6	力武 正光	○	13	堤 正樹	欠
7	西山 哲	○	14	副島 敏和	○

議事録署名者 3番 鶴田 裕幸

11番 松永 久美子

5. 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	松尾 貞裕	農地係長	末吉 亜紀
書記	池田 靖		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第23号	農地法第5条の申請について	9件
議案第24号	農地法第4条の申請について	3件
議案第25号	農地法第3条の申請について	4件
議案第26号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について 利用権設定 通年	13件
	公社への売渡	1件

8. 報告事項

報告第9号	農地法第18条第6項通知の受理について	1件
報告第10号	農地等の形質変更工事計画変更届出について	1件

9. 連絡事項

なし

議長	<p>みなさん、こんにちは。</p> <p>(挨拶)</p> <p>それでは、ただいまより第5回農業委員会会議を開会します。</p> <p>本日の欠席者は13番の堤 正樹委員です。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。</p> <p>今回は3番 鶴田 裕幸委員、11番 松永 久美子委員です。</p> <p>事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、4つです。</p> <table data-bbox="359 734 1308 1093"> <tr> <td>議案第23号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>議案第24号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第25号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第26号</td> <td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> 利用権設定 通年</td> <td>13件</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 公社への売渡</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、2つです。</p> <p>報告第9号 農地法第18条第6項通知の受理について 1件</p> <p>報告第10号 農地等の形質変更工事計画変更届出について 1件 となっております。</p>	議案第23号	農地法第5条の申請について	9件	議案第24号	農地法第4条の申請について	3件	議案第25号	農地法第3条の申請について	4件	議案第26号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について			利用権設定 通年	13件		公社への売渡	1件
議案第23号	農地法第5条の申請について	9件																	
議案第24号	農地法第4条の申請について	3件																	
議案第25号	農地法第3条の申請について	4件																	
議案第26号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について																		
	利用権設定 通年	13件																	
	公社への売渡	1件																	
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第23号 農地法第5条の申請について、事務局から説明をお願いします。</p>																		
事務局	<p>議案第23号 17番について御説明します。</p> <p>議案は1ページになります。</p> <p>図面は1ページから4ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。</p> <p>譲受人が貸住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地。</p> <p>許可基準としましては許可し得るに該当します。</p>																		

事務局	<p>続きまして、議案の1ページ18番になります。 図面は5ページから7ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が宅地拡張をするための申請です。 なお、許可を受けずに〇〇〇年頃、宅地拡張していたとして始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は第3種農地。 許可基準としましては許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ19番になります。 図面は8ページから10ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 借受人が駐車場を設置するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地。 許可基準としましては周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ20番になります。 図面は11ページから15ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 借受人が一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地。 許可基準としましては周辺の他の土地に立地することが困難な場合には許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ21番になります。 図面は16ページから18ページになります。</p>
-----	--

<p>事務局</p>	<p>申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が駐車場を設置するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地。 許可基準としましては周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ22番になります。 図面は19ページから22ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が駐車場を設置するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地。 許可基準としましては周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ23番になります。 図面は23ページから25ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が太陽光発電設備を設置するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地。 許可基準としましては周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ24番になります。 図面は26ページから32ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が一般住宅を建設するための申請です。 農地区分は第3種農地。 許可基準としましては許可し得るに該当します。</p>
------------	--

事務局	<p>続きまして、議案の3ページ25番になります。 図面は33ページから37ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第1種農地。 許可基準としましては住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。</p> <p>議案第23号 については以上9件です。</p>
議長	<p>それでは17番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>賃貸住宅2棟を建てるための申請とのことでした。排水も問題ないと思います。 区長、生産組合長の承諾もありました。 御審議、お願いします。</p>
議長	<p>17番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、18番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>家を建てるときに自宅敷地の一部として許可を受けずに利用していたとのこと で始末書をつけての申請です。 特に問題ないと思います。生産組合長と区長の承諾もありました。 御審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>18番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、19番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>申請地は休耕田で、申請地の一部を借りて、農地までの進入路と駐車場にする とのことでした。排水は自然流下で問題ないと思います。 区長、生産組合長の承諾もありました。御審議お願いします。</p>

議長	<p>19番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>特に無いようですので、続きまして、20番について担当委員から説明をお願いいたします。</p>
担当委員	<p>現在アパート暮らしで、子供さんが大きくなり手狭になったために家を建てるということです。排水については、合併浄化槽を設置され、水路へ接続するということです。</p> <p>区長さん、生産組合長さんの判もありました。特に問題ないと思います。御審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>20番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>特に無いようですので、続きまして、21番について担当委員から説明をお願いいたします。</p>
担当委員	<p>駐車場をつくるための申請になります。隣接地には問題ないということで、区長、生産組合長も承諾してありました。私も問題ないと思います。御審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>21番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>特に無いようですので、続きまして、22番について担当委員から説明をお願いいたします。</p>
担当委員	<p>従業員駐車場として利用するための申請となります。側溝を入れて整備することでした。特に問題ないと思います。</p> <p>区長さん、生産組合長さんの承諾もありました。御審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>22番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>特に無いようですので、続きまして、23番について担当委員から説明をお願いいたします。</p>
担当委員	<p>申請地は、数十年前まで〇〇〇〇だったところで傾斜もあまりなく、周辺は山林ばかりのところになります。まわりの地権者も寄ってもらって話をしてあるようですので問題ないと思います。</p> <p>区長さん、生産組合長さんの承諾もありました。御審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>23番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p>

議長	特に無いようですので、続きまして、24番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	申請地は住宅地になっていて上下水道もあるので、特に問題ないと思います。区長、生産組合長の判もありました。御審議よろしくをお願いします。
議長	24番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、25番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	一般住宅を建てるということです。上下水道もあり問題はないと思います。区長、生産組合長の判もありました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	25番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、農地法第5条の申請9件については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第24号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第24号 10番について御説明いたします。 議案は4ページになります。 図面は38ページから42ページになります。 申請地は〇〇〇〇地区です。 申請人が一般住宅建設のための申請です。 〇〇〇〇月に事前着工していたとして始末書が添付されています。 農地区分は第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。

事務局	<p>続きまして、議案の４ページ１１番になります。 図面は４３ページから４５ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 申請人が貸駐車場のための申請です。</p> <p>なお、許可を受けずに、〇年ごろから貸駐車場として利用していたとして始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は第２種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の４ページ１２番になります。 図面は４６ページから４８ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 申請人が駐車場のための申請です。</p> <p>農地区分は第３種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>議案第２４号 については以上３件です。</p>
議長	<p>１０番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>一般住宅を建てるということで現地を見てきましたが、周辺は住宅地で特に問題はないと思います。許可を受ける前に砂利を入れて通路として利用していたため始末書を出されています。</p> <p>生産組合長、区長の判もありました。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>１０番について御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、１１番について担当委員から説明をお願いします。</p>

担当 委員	許可を受けずにアパートの駐車場として貸していたとのことで始末書が出されていますが、特に問題ないと思います。 区長の判と、生産組合長の判もありました。 審議のほどよろしく申し上げます。
議長	1 1 番について御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、1 2 番について担当委員から説明をお願いします。
担当 委員	申請者は飲食業をなさってしまして、お客様の駐車場を確保するために申請されています。 区長さん、生産組合長さんの判もありました。 問題ないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。
議長	1 2 番について御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、農地法第 4 条の申請 3 件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第 2 5 号 農地法第 3 条の申請について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 2 5 号 4 件について御説明いたします。 議案は 5 ページから 6 ページになります。 申請事由や経営状況を掲げております。 全て農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。 議案第 2 5 号 については以上 4 件です。
議長	議案第 2 5 号 について議案の 5 ページから 6 ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。

議長	<p><なし></p> <p>無いようですので、議案第25号 農地法第3条の申請については許可といたします。</p> <p>続きまして、議案第26号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年13件について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第26号 利用権設定の通年について御説明します。</p> <p>議案の7ページから9ページに明細書を掲げておりますのでそちらをご覧ください。</p> <p>借受人が11名、貸付人が12名で、面積は田が46,915㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。</p> <p>申出書を10ページから18ページに掲げております。</p> <p>議案第26号 利用権設定の通年については以上です。</p>
議長	<p>議案第26号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第26号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第26号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕公社への売渡について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第26号 公社への売渡について、御説明します。</p> <p>議案の19ページ 1番になります。</p> <p>農用地利用集積計画を20ページに掲げております。</p> <p>こちらは4月の委員会であっせん委員を決定した件について、あっせん調整が成立しましたので、今回、まずは農業公社へ売り渡す内容となっています。</p>

事務局	<p>田が1筆、面積1,062㎡となっております。</p> <p>議案第26号 公社への売渡については以上です。</p>
事務局	<p>議案第26号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕公社への売渡について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第26号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕公社への売渡については申し出のとおり決定します。</p> <p>議案についての審議は以上になります。</p> <p>続きまして、報告事項に移ります。</p> <p>報告第9号 農地法第18条第6項通知の受理について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第9号 について御説明します。</p> <p>議案は21ページになります。</p> <p>1件受理しており、解約の事由、通知の内容については記載のとおりです。</p> <p>報告第9号 については以上です。</p>
議長	<p>報告第9号 農地法第18条第6項通知の受理について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第10号 農地等の形質変更工事計画変更届出について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第10号 について御説明します。</p> <p>議案の22ページから23ページ 1番になります。</p> <p>図面は49ページから54ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。</p>

事務局	<p>○年○月委員会と○年○月委員会で報告した農地等の形質変更届出について工事計画の変更届の提出がありました。内容は、事業敷地の拡張及び工事期間の変更になります。</p> <p>報告第10号 については以上です。</p>
議長	<p>1番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>今回3回目の申請になります。敷地の拡張と期間の延長ということです。生産組合長さんの同意もありました。特に問題ないと思います。</p>
議長	<p>報告第10号 農地等の形質変更工事計画変更届出について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで第5回農業委員会会議を閉会します。</p>
	<p><<<議事終了>>></p>